

参考資料－4 3R推進交付金（循環型社会形成推進交付金）の概要

- 4-1 目的
- 4-2 補助金制度から交付金制度へ
- 4-3 交付金額の算定
- 4-4 交付金の改革について
- 4-5 エネルギー回収推進施設とは

4－1 目的

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

4－2 補助金制度から交付金制度へ

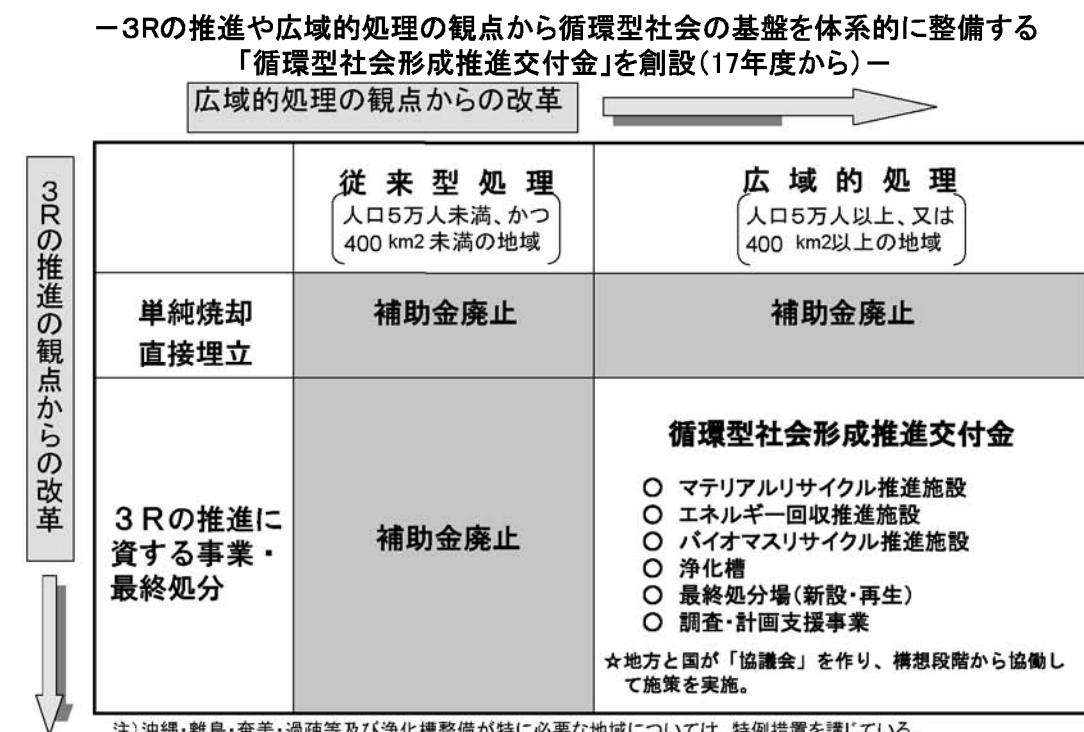


図-1 循環型社会形成推進交付金制度概要

4－3 交付金額の算定

交付額は、対象事業費の1/3を市町村に一括交付します。

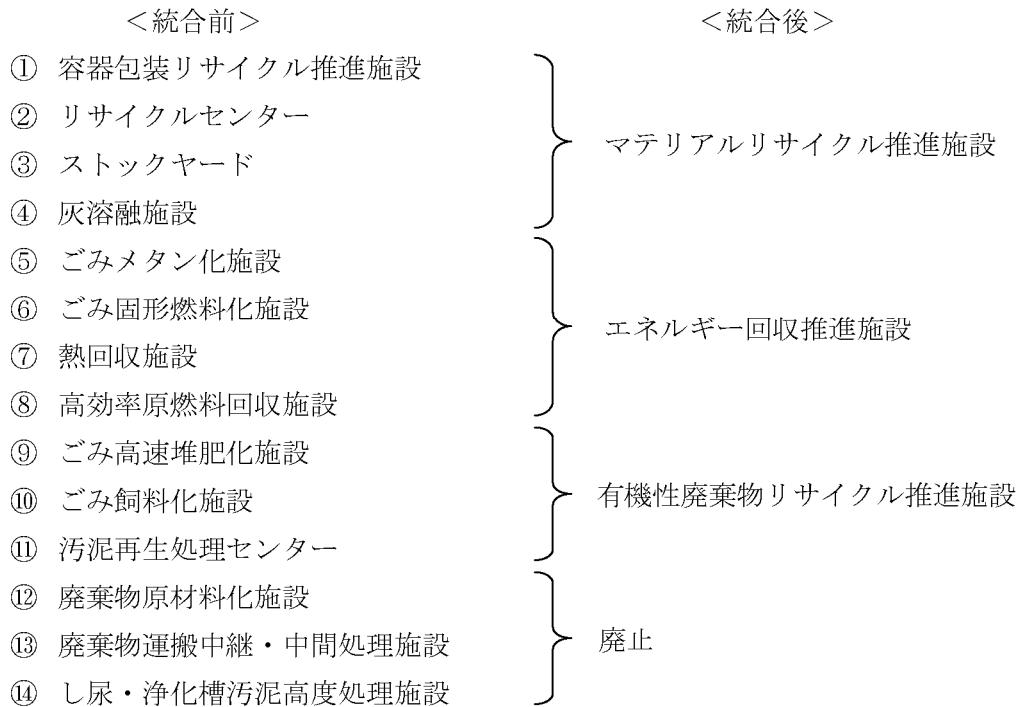
特に、対象事業費総額の積算の中で、循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率にバイオガス（メタンガス等）の回収を行う施設）については、対象事業費の1/2を交付する。

市町村は、支援対象となる事業を組み合わせ、地域の特性に応じた循環型社会形成推進地域計画を策定し、その計画に位置づけられた施設に交付金を自由に充てることが可能（事業間流用・年度間調整が可能）である。

4－4 交付金の改革について

平成18年度から、地域における循環型社会づくりのための社会資本整備を加速させるため、次のとおり制度の改善、強化をおこなうこととする。

1) 交付対象施設の統合（大括り化）



4-5 エネルギー回収推進施設とは

1) 施設概要

廃棄物を焼却し蒸気エネルギーを回収し、またはガス化改質し発電等の余熱利用を行う施設、廃棄物をバイオガスに転換し発電等の余熱利用を行う施設及び廃棄物をバイオディーゼル燃料、ごみ固体燃料、改質ガス等の燃料等に転換する施設。

2) 主な施設

熱回収施設（焼却施設（含ガス化溶融施設）、高効率原燃料回収施設（含ごみメタン化施設）、ごみ固体燃料化施設等の整備が可能。

3) 建築物等の範囲

プラントに係る基礎及び杭、計量設備、洗車設備、護岸及び防潮壁等は交付の対象となる。また、エネルギーの高度化及びアスベスト飛散防止徹底等の安全性向上のための建築設備（建物）については、限定的に交付の対象となる。

4) その他

熱回収施設単独の場合には、発電効率又は熱回収効率が10%以上であることが必要となる。

平成 19 年度一般廃棄物関係予算（案）の概要

平成 18 年 12 月 24 日
環境省 廃棄物対策課

1) 廃棄物処理施設整備費（循環型社会形成推進交付金等）（公共事業）

92,051 百万円 → 84,261 百万円

廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会交付金制度」を、平成 17 年度に創設した。

平成 19 年度は、経済成長戦略大綱工程表において、ごみ発電と比肩する廃棄物処理システムとして確立・普及することとされたバイオガス化施設整備の推進等の制度拡充を図った。

①高効率原燃料回収施設（バイオガス化施設）の推進

循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率にメタン回収を行うバイオガス化施設、交付率：1/2）として、従来から対象としている「メタン発酵+メタン発酵廃液処理等からなる湿式システム」に加え、「メタン発酵+メタン発酵残さ等熱回収等からなる乾式システム」を交付の対象とする。

②地球温暖化対策のためのエネルギー回収能力の増強



京都議定書目標達成計画に位置づけられた廃棄物発電・熱利用を着実に拡大するため、エネルギー回収能力の増強を推進する事業を交付の対象とする。

- 例)・既存施設においてボイラ・タービンを増設し発電能力を増強する
- ・低空気比燃焼への転換し熱回収（発電）効率の向上を図る
- ・過熱器設置等によりボイラ蒸気の高温化し熱回収効率の向上を図る

2) 廃棄物処理施設における温暖化対策事業（石油特会）



1,505 百万円 → 2,117 百万円

廃棄物分野における温暖化対策を推進するため、廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設等の整備事業（新設、増設又は改造）について、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

また、次の 2 事業を新たに交付の対象（補助率：1/2）とする。

・ごみ発電ネットワーク事業

工場単位で行っているごみ発電を複数工場全体で統合管理し、ごみ発電量を最大化・最適化する事業。

・熱輸送システム事業

廃棄物焼却施設から発生する中低温域の余熱を熱導管によらず車両で需要側の施設に輸送する事業。

循環型社会形成推進交付金交付要綱 拠粹

第1 通則

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 定義

1. 循環型社会形成推進交付金

市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

2. 交付対象事業

地域計画に掲げられた、別表1に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）をいう。

3. 交付対象事業者

この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PF法」という。）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。

第3 交付対象

1. この交付金の交付対象は、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）離島地域 縮島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

（2）奄美群島 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域

（3）豪雪地域 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯

（4）山村地域 山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村

- (5) 半島地域 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- (6) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

第 4 交付期間

この交付金を交付する期間は、地域計画ごとに、交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね 5 年以内とする。

第 5 交付限度額

交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島については、別表 2 により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{交付限度額} = 1/3 \times A + 1/2 \times B$$

A : 別表 1 の第 1 項から第 8 項までの事業（第 2 項のうち循環型社会形成推進交付金交付取扱要領第 12 項（3）ア、4）における高効率原燃料回収施設（以下「高効率原燃料回収施設」という。）を整備する事業は除く。）及びそれに係る第 12 項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 別表 1 の第 2 項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業及びそれに係る第 12 項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、市町村が PFI 事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合においては、上記 A 及び B における「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

第 6 交付金の単年度交付額

1. 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

D : 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

2. 交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に

調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 交付の条件 省略

第8 循環型社会形成推進地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

ア 対象地域 イ 計画期間 ウ 基本的な方向

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

ア 一般廃棄物等の処理の現状 イ 一般廃棄物等の処理の目標

(3) 施策の内容

ア 発生抑制、再使用の推進 イ 処理体制 ウ 処理施設の整備

エ 施設整備に関する計画支援事業 オ その他の施策

(4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(5) 交付期間

(6) 計画のフォローアップと事後評価

2. 環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。

3. 前2項の規定は、地域計画を変更する場合に準用する。

第9 循環型社会形成推進地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。

2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第10 指導監督交付金 省略

第11 監督等 省略

附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表1 (循環型社会形成推進交付金の交付対象事業)

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. エネルギー回収推進施設	同 上
3. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同 上

4. 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	同 上
5. 最終処分場再生事業	事業に要する費用
6. コミュニティ・プラント	同 上
7. 凈化槽設置整備事業	事業に要する費用
8. 凈化槽市町村整備推進事業	同 上
9. 廃棄物循環型処理施設基幹的施設（沖縄県のみ交付対象）	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
10. 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	施設の新設、増設に要する費用
11. 焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	同 上
12. 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

備考

浄化槽市町村整備推進事業には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者から施設を取得する事業を含む。

別表2（沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島の交付限度額）

地 域	算 出 方 法
沖 縄 県	1／2×(A+B)
離島地域（北海道の離島地域を含む。）	1／3×A+1／2×B
奄美群島	1／3×A+1／2×B

備考

A：別表1の第1項から第5項までの事業（第2項のうち高効率原燃料回収施設及び第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業は除く。）、第10項及び第11項の事業並びにそれに係る第12項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B：別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業、第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業及び第6項から第9項までの事業並びにそれに係る第12項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 拠粹

1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について

- (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり原則として都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。
- (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。
- (3) (1) の意見交換を経て作成された地域計画の承認について、環境省は審査を簡素化し、当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかどうか等を確認した上で、速やかに承認するものとする。

2. 交付金の交付の申請について

- (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。
- (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めることに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。

3. 交付金の交付決定変更の申請について 省略

4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について 省略

5. 申請等の様式について 省略

6. 事業費の費目の内容及び算定方法について

- (1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1及び2第Ⅰ欄及び第Ⅱ欄並びに別表3及び4第1欄及び第2欄に掲げるものとする。

なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。

- (2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び2第Ⅰ欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第IV欄に掲げる基準額並びに別表3及び4第1欄に掲げ区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

- (3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

7. 交付金の交付決定の取消申請について 省略

8. 交付金事業事務の標準的処理期間 省略
 9. 状況報告等 省略
 10. 実績報告 省略
 11. その他 省略
12. 交付の対象となる事業の細目基準
- (1) 交付金の交付の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。
 - (2) 交付の対象となる事業の範囲
 - ア. 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄の別に定める施設とは、次に掲げる施設であること。（以下同じ。）

 - (ア) エネルギー回収推進施設及び有機性廃棄物リサイクル推進施設
 - (イ) 最終処分場及び最終処分場再生事業

ただし、(ア)については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される事業はこの限りでない。
- イ. 増設に係る事業
- 増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増加させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備する事業及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。
- ウ. 改造に係る事業
- 改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改造する（3）のイに定める事業であること。
- エ. 凈化槽に係る事業 省略

（3）交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。なお、交付金の交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が

10,000千円以上となる事業であること。（ただし、浄化槽設置整備事業及び施設整備に関する支援事業は除く。）

ア. 新設及び増設に係る事業

- 1) 新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。）、最終処分場再生事業、コミュニティ・プラント、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。）、施設整備に関する計画支援事業である。
- 2) 焼却施設及び可燃性廃棄物直接埋立施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。
- 3) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。
- 4) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上のメタンガス化施設に限り、メタン発酵残さとその他のごみの焼却を行う施設（発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。）と組み合わせた方式（メタンガス化施設の発電効率又は熱回収率が10%以上のものに限る。）を含む。
- 5) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料（RDF）化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。
- 6) ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、ごみ固形燃料の適正管理対策について（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 7) マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、石綿含有家庭用品を処理する際に留意すべき事項について（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 8) エネルギー回収推進施設については、建設後15年以内の施設に対するエネルギー回収能力を増強させるために必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 9) 新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

(ア) マテリアルリサイクル推進施設 省略

(イ) エネルギー回収推進施設

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固体燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①搬入車両に係る洗車設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑯の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑮の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設 省略

(エ) 最終処分場 省略

(オ) 最終処分場再生事業 省略

(カ) コミュニティ・プラント 省略

(キ) 可燃性廃棄物直接埋立施設 省略

(ク) 焼却施設 省略

(ケ) 施設整備に関する計画支援事業 省略

イ. 改造に係る事業

改造に係る事業において交付の対象となる施設は、廃棄物循環型処理施設基幹的施設であって、その範囲は次のとおりであること。

- ・廃棄物循環型処理施設基幹的施設

設置後原則として7年以上経過した廃棄物処理施設の基幹的施設であって次に掲

げるもの。ただし、沖縄県において整備するものに限る。

i . ごみ処理施設

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②燃焼設備・醸酵設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備
- ③燃焼ガス冷却設備
- ④排ガス処理設備
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑧排水処理設備
- ⑨不燃物処理・資源化設備
- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備

ii . i の補完施設

ウ. 浄化槽に係る事業 省略

附 則

1. 本要領は、平成 19 年度予算にかかる交付金事業から適用する。
2. 12 (3) ア. 4) の高効率原燃料回収施設の整備事業は、平成 23 年度までの時限措置とする。

別表 省略